

人権

2018年度
活動報告

私たちは、人権の尊重を前提にすべての企業活動を行っています。直接的な人権侵害を一切行わないことはもちろん、ステークホルダーと協力し、事業活動が間接的に人権侵害に加担することがないよう努めています。

人権方針

2018年4月18日 制定

私たちは、企業活動に関わる全ての人の人権を尊重し、一切の差別やハラスメントを行いません。

1. 差別およびハラスメントを行いません。

私たちは、個人の基本的な人権と個性や多様性を尊重するとともに、人種、民族、国籍、性別、年齢、宗教、言語、障がいの有無等に基づくあらゆる差別およびハラスメントを行いません。

2. 強制労働および児童労働を行いません。

私たちは、一切の強制労働および児童労働を行いません。

3. 人権侵害の加担回避に努めます。

私たちは、ステークホルダーの皆様と協力しながら、企業活動が人権侵害に加担することが無いよう努めます。

4. 職場環境に配慮します。

私たちは、従業員が安全かつ安心でき、心身ともに健康でいきいきと働ける職場環境を実現します。

5. 従業員の基本的権利を尊重します。

私たちは、結社の自由と団体交渉に関する、従業員の基本的権利を尊重します。

従業員に対する取り組み

研修

(株)ロッテでは、全社員を対象にハラスメント防止研修を順次実施しており、2018年度は約400人が受講しました。あらゆる差別およびハラスメントを禁止した人権方針に従って、ハラスメントに関する理解を促進し、ハラスメントのない職場環境を実現することを目的に研修を行っています。また、万が一、被害にあった際の相談窓口や相談フローについても説明しています。

さらに、新任マネージャーを対象に、弁護士を招いて判例や事例に基づいてハラスメントや労務管理知識を学ぶ研修を行っているほか、新入社員を対象にハラスメントの相談窓口についての研修を行っています。

相談窓口の設置

(株)ロッテでは、内部通報制度の窓口である「クリーンライン」(P39 内部通報制度参照)の一つとして、ハラスメントの専用相談窓口を社内に設置しています。

事業における人権配慮

サプライチェーンにおける人権侵害への加担回避

私たちは、自社内における人権の尊重はもとより、サプライチェーンにおける人権侵害への加担回避にも取り組んでいます。2019年4月に制定した「(株)ロッテ サプライヤーガイドライン」でも人権尊重について明記しており、サプライヤーの皆様と基本的な考え方を共有するとともに、協働して人権尊重に努めています(P38-39 価値観の共有参照)。

研究における人権配慮

(株)ロッテ中央研究所では、文部科学省および厚生労働省の定める「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に従い、被験者の尊厳と人権に配慮したルールを定めています。また、ルールの周知および人権への意識向上を目的に、定期的に講習会を開催しています。